

平成 25 年度 税制改正について 企業減税・消費増税へ地ならし

1 月 24 日に平成 25 年度税制改正大綱が発表されました。
今回の改正では消費税増税に伴い所得税や相続税の税率の改正など大きな変化がありました。
主だった改正について以下のようなものが発表されています。

【所得税】

1. 最高税率の見直し (40%→45%)	現行の税率構造に加えて、課税所得 4,000 万円超の部分に 45% の税率を適用(平成 27 年分以後の所得について適用)
2. 住宅ローン控除	住宅借入金などを有する場合の所得税額の特別控除について適用期限が 4 年間延長 され、平成 29 年 12 月 31 日まで適用が受けられることとなりました。 なお、各年の控除限度額は、居住年が平成 26 年 1～3 月の場合は 20 万円、 平成 26 年 4 月～平成 29 年 12 月の場合は 40 万円 です。 (認定長期優良住宅等の場合はそれぞれプラス 10 万円)

【相続税・贈与税】

1. 相続税の基礎控除 及び税率	現行の控除額から 4 割カット されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額控除</td> <td>5,000 万円</td> <td>3,000 万円</td> </tr> <tr> <td>比例控除</td> <td>1,000 万円×法定相続人数</td> <td>600 万円×法定相続人数</td> </tr> </tbody> </table> 最高税率 (課税価格が 6 億円超の場合)が 50%から 55% に引き上げられました。 平成 27 年 1 月 1 日以後の相続について適用		現行	改正案	定額控除	5,000 万円	3,000 万円	比例控除	1,000 万円×法定相続人数	600 万円×法定相続人数
	現行	改正案								
定額控除	5,000 万円	3,000 万円								
比例控除	1,000 万円×法定相続人数	600 万円×法定相続人数								
2. 教育資金の一括贈 与の非課税措置	30 歳未満の者の教育資金に充てるため、直系尊属が金融機関に金銭の信託をした場合、 1,500 万円(学校等以外に支払われるものについては 500 万円)までの金額は贈与税非課税 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで									

【法人税】

1. 設備投資	国内の事業の用に供する一定の生産設備等で、その事業年度終了の日において有するものを取得した場合には、その取得価額の 30%の特別償却か 3%の税額控除の適用を受けることができます。 平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度
2. 給与支給拡大促進 税制	国内の雇用者への給与を 5%以上増やして支給した場合、その 給与支給増加額の 10%を税額控除 できる。 平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度
3. 交際費の損金不算 入制度の改正	資本金 1 億円以下の中小法人について、 交際費 800 万円までは全額損金に(10%の損金不算入措置を廃止する)

